

高知大学大学院総合人間自然科学研究科（修士課程）
スポーツ・芸術文化共創専攻学位論文審査基準

1. 学位論文評価基準

次に掲げる評価基準すべてについて、修士学位論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

- (1) スポーツ・芸術文化共創専攻は、地域の多様な主体とともに地域課題の解決策を創ることを「共創」と定義し、地域社会のスポーツ文化・芸術文化の領域において「共創」を行うための教育研究を行うことを通じて、持続可能な地域社会の発展に寄与することを目的としており、この目的にふさわしい研究テーマ、研究内容であること。
- (2) 学位論文の課題設定や研究方法が適切であり、学位論文審査申請者が主体的に取り組んだ研究成果から構成されていること。
- (3) 本文について、以下の基準を満たすこと。
 - ① 問題意識が明瞭で、テーマ設定が適切なこと。
 - ② 先行研究の検討や事実調査・文献資料探索が十分にできていること。
 - ③ 一貫した論旨展開がされており、記述内容が説得的であること。
 - ④ 独創性が認められること。
 - ⑤ 引用等が適切になされ、学位論文としての体裁が整っていること。
- (4) 研究成果が学術的な意味をもち、学位論文としての完成度が高いこと。

2. 審査体制・方法

(1) 審査体制

専攻長は、専攻会議の議を経て審査委員を決定し、審査委員会を設置する。主査は当該学生の主指導教員をもって充て、副査は当該主指導教員と同分野の教員及び地域社会分野の教員とする。審査委員会に委員長を置き、主査をもって充てる。

(2) 審査方法

審査委員会は学位論文の審査及び口頭試問による最終試験を行い、主査は専攻長に結果報告書を提出する。提出を受けた専攻長は、スポーツ・芸術文化共創専攻会議に、学位を授与すべきかについて審議を求め、その結果を総合人間自然科学研究科委員会に報告する。